

第 1156 回 高知市教育委員会 11 月定例会 議事録

1 開催日 平成 27 年 11 月 26 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 65 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について ※前回から継続

日程第 3 市教委第 66 号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 67 号 平成 27 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

4 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	学校教育課長	野 村 能 教
	教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	教育研究所長	多 田 美奈子
	学校教育課人事班長	岡 本 伸 浩
	生涯学習課青少年担当主幹	松 岡 直 紀
	民権・文化財課長補佐	木 下 達 哉
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
	教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
	教育政策課主任	横 田 由紀子

1 平成27年11月26日(木) 午後3時00分～午後3時40分(たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時00分

谷委員長

ただいまから、第1156回高知市教育委員会11月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、山本委員、お願いいたします。

山本委員

はい。

谷委員長

それでは、日程第2 市教委第65号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。この件は、前回16日の臨時会から継続審議となっています。事務局から、説明をお願いしたいと思います。

教育政策課長補佐

教育政策課の宮田でございます。お手元にお配りしております「点検及び評価結果報告書(案)」をお開きください。11月の臨時会でいただきました意見を基に修正をしたものでございます。なお、修正箇所には網掛けをしております。

主な修正点につきましては、「学校教育における地産地消・食育の推進について」、「小中一貫校の推進について」でございますので、それについては、この後、各課から説明いたします。それに先立ちまして、報告書の全体といたしまして、レイアウトなどについて、少し分かりにくい部分があったので、修正した点につきまして説明いたします。3ページをご覧ください。図表や写真が入っておりますが、それぞれに説明を加えておりますが、このように全ての図表等に説明を入れております。同じく6、7ページをご覧ください。6ページの上の方に四角で囲んだ提言①、提言②がございます。これにつきましては、前回の素案では、提言を先に全て書いて、その後に提言に対する取組を書いていたのですが、今回は各提言の後に取組を書くように変更しました。大きな変更については以上です。

教育環境支援課長

続きまして、教育環境支援課の弘瀬でございます。前回は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。学校給食における地産地消・食育の推進に関わって今回修正をした点のみ、ご説明いたします。お手元資料の24ページをご覧ください。24ページの提言①につきましては、素案では未作成校と作成校を①-1と①-2に分けておりましたが、一つにまとめ、それに対する取組をまとめたという変更でございます。

続いて、提言②についての取組ですが、未作成校の取組はどうなるのかというご意見をいただきましたので、修正案としましては、未実施校とこの事業を活用していない学校を未活用校と表記をしたところでございます。

次に、26ページの点検評価シートについて、評価内容を現在の取組の継続に留まらずに具体的に書くべきであるというご指摘をいただきましたので、今回の点検評価に係る課題として挙げられたことを解決に向けて取組の方法を検討していくというような形で修正させていただいたところでございます。私からは以上です。

教育政策課教育企画監

続きまして、教育政策課の和田です。小中一貫校の推進（土佐山学舎）について、ご説明申し上げます。前回ご指摘いただきまして、全面的に見直しまして、実際に取り組んでいることとこれから取り組むことに絞って記載しております。

まず、提言①につきましては、教育活動もさることながら地方創生への参考となっていると付け加えております。

提言②につきましては、土佐山学舎にはコミュニティスクールが備わっておりますので、それをまず前段に打ち出しまして学校運営協議会に充実を図るとしております。

そして、提言③につきましては、教職員の研修について中身をスリム化させて記載しております。

提言④につきましては、評価委員の提言にもありましたトライアンドエラーという言葉点を点検評価委員に了解も得ましてチャレンジできるような気運づくりという言葉に変更しております。また、平成27年10月24日に行われた学校説明会に多くの入学希望者が来校したことから、土佐山学舎の教育に対する理解が得られたということをつけ加えております。

提言⑤につきましては、ICTの活用について内容をスリム化させて記載し直しました。

続きまして、提言⑥ですけれども、土佐山学のことについて、総合的な学習の時間を使い新たに創出したものであることとし、また、「土佐山学は単一の学年による取組に終わっており」という表現を「土佐山学は単一の学年による取組となっております」という表現に修正しております。

提言⑦については、多様な学習スタイル、特に英語教育については2学期から民間の英会話教室によるネイティブスピーカーが派遣されておりますので、そういった新しい学習スタイルを全体に打ち出しまして、これまで行っていた習熟度別学習や加力学習に加え、こういった学習形態の研究に取り組んでいくということで記載しております。以上です。

谷委員長

この件に関して、質疑等をお願いします。

全体的なレイアウトとか写真や図の説明が、前回の協議を活かして大変分かりやすくできていると思います。

その他にありましたら、お願いします。

松原教育長

提言や提言に対する取組について目次にないので、提言やそれに対する取組などはすごく大事な内容だと思うので、目次にないところどこに書いているかわからないので、目次を整理したらわかりやすくなるのではないかと思います。今回はこれでいいですが、次回以降に検討をお願いします。

西森委員

写真の下にタイトルを付けるだけで、こんなに見やすくなるのだと思いました。

谷委員長

先ほど、教育長がおっしゃった目次の件は、確かに大事な内容だと思いますので、次回には考慮する中身とするように申し送りしていただいて、全体的にはこれでよろしいですか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、市教委第65号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、この案を基本的に了とし、本日の会でのご意見も踏まえ、修正点や字句の整理等については私と事務局で協議し、報告書としてとりまとめたと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【は い】 —————

谷委員長

それでは、市教委第 65 号については、報告書の最終のとりまとめは私が行わせていただくことにいたします。

続きまして、日程第 3 市教委第 66 号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の野村です。この一部改正につきましては、高知市立学校の管理運営に関し、現状に則した整備を行うものでございます。資料の 5 ページから新旧対照表を載せていますので、それに沿って説明いたします。

まず、5、6 ページにつきましては、小中学校、高等学校、それぞれ、第 19 条の 2 では教務主任等、第 19 条の 3 では人権教育主任、第 19 条の 4 に生徒指導主事、第 19 条の 5 に学科主任、第 19 条の 6 には総務主任ということで規定していますが、これまではその役割として、それぞれの内容の連絡調整に当たるとしていましたが、学校教育法施行規則に倣いまして、連絡調整に加え、指導及び助言に当たるということで、この表現を加えたものでございます。

次に、7 ページの第 19 条の 10 の規定です。特別支援学校には小学部、中学部、高等部とありますが、小中学校の学年主任に当たる各部の主事について、これまでは「校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる」としておりましたが、実態に合わせて「校長が命じ、教育委員会に報告するものとする」と改正するものでございます。

次に、県費負担事務職員について規定した第 20 条の 2 に第 1 号として担任の事務を掌理し、当該事務を所掌する職員を指揮監督する者として事務長の規定を追加するものでございます。これは、県教育委員会から平成 26 年 2 月 24 日に「町村立学校への事務長の職の設置について」という通知文書がきておまして、今後、小中学校にも事務長が配置されることが考えられるというところからこの 1 号を追加したところでございます。

最後に、8 ページをご覧ください。校長の代決について第 26 条の 2 を設けるものでございます。これまで、校長の代決という規定がございませんでしたので、「校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が代決する。なお教頭が 2 人以上あるときは、あらかじめ校長が指定した順序で当該事案を代決する。」という規定を追加したところでございます。

最後に、第 29 条の表簿についてでございます。第 1 項第 3 号の校外勤務簿が出張・校外勤務併兼命令（変更）兼完結簿に変更になり、そして私用車使用簿につきましては、現在はないため削っています。また、第 5 号の就学出席督励簿につきましても、現在はないため削っています。

最後に第 2 項に「前項の第 1 号及び第 2 号の表簿は永久保存とし、その他の表簿は 3 年間保存しなければならない。」とありますが、この保存期間につきましては、文書分類別保存年限表に定められているところから削るものでございます。以上でございます。

谷委員長

この件について、質疑等ございませんか。

西森委員

随所に、指導及び助言と加えられていますが、今まではそれが明記されていなかったの、加えることによって権利と義務が与えられたと言っているのですか。指導をされた側は、それに服する義務が生じるということでしょうか。また、指導を受けたまま放置したら、怠った過失が出てくるということで、権限が強くなっているというように考えた方がよろしいでしょうか。

松原教育長

本来であれば、主任手当ができたときには、改正しておかなければならなかったものです。主任手当を出すためには、連絡や調整だけでは駄目で、指導や助言があるから主任手当を支給するということになっていますので、現状に合わせて今回規定の改正を行うものです。

谷委員長

事務職員の事務長を規則に加えるということは、来年度に事務長職ができるということですか。

学校教育課人事班長

配置基準では、高知市立学校の管理運営に関する規則に規定する複数の事務職員で構成する学校事務支援室に配置するとなっています。潮江中学校に企画調整室があるのですが、配置するとすれば、そこの総括主任を事務長にするということになります。ただ、県の方で総括主任を何年以上しなければならぬというような明文化されたものはありません。他市の状況を見ると、小・中学校の場合は、総括主任を9年程、経験した人が事務長になっています。

松原教育長

年齢もあるが、能力のある人がなるということになると思います。義務教育では、県下で5名配置されています。高知市も場合によったら配置される可能性があるのです、その受け皿として規定を整備しておこうということです。

谷委員長

分かりました。その他にありませんか。

委員一同

————— 【な し】 —————

谷委員長

それでは、ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委66号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。ご異議なしと認めます。よって、市教委第66号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第4 市教委第67号「平成27年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡でございます。第1156回高知市教育委員会11月定例会議案別紙資料を配付しておりますが、そちらをご覧くださいませうでしょうか。

それでは順次説明させていただきます。1ページをお願いいたします。はじめに予算議案でございます。まず、(1)の「耐震補強整備事業費」でございます。内容につきましては、耐震診断の結果から、大地震により倒壊のおそれがあると判定された秦小学校、一宮小学校、泉野小学校の屋内運動場につきまして、耐震補強工事を行うものでございます。今回補正を予定しております3校につきましては、平成28年度予算において事業実施を予定しておりましたが、本年9月に、国の交付金の前倒し内示を受けたことから、4億6,000万円の増額補正を行うものでございます。これによりまして、高知市内の小中学校の校舎、体育館等につきましては、耐震の予算化が全て終了したということで、来年度に工事が完成いたしますと校舎、体育館の耐震化が完了するという予定になっております。

次に、(2)の小学校の「防災機能強化事業費」でございます。内容につきましては、大地震の際に、ガラスや外壁等の落下や破損によるけがや避難行動の阻害を防ぐために、昭和の小の校舎、屋内運動場など、小学校13校について、強化ガラスへの改修工事や外壁の危険箇所の改修工事を行うものでございます。この事業につきましても、先ほどと同様に、当初、平成28年度予算において

事業実施を予定しておりましたが、本年9月に、国の交付金の前倒し内示を受けたことから、2億3,000万円の増額補正を行うものでございます。

次に、(3)の「埋蔵文化財調査事業費」でございます。内容につきましては、朝倉甲にございます柳田遺跡地内の店舗建設予定地において、試掘により遺跡の存在が確認されましたことから、文化財保護法に基づきまして、埋蔵文化財緊急発掘調査を行うもので、750万円の増額補正を行うものでございます。発掘の調査面積は、約1,636平方メートル、発掘調査期間は2か月を予定しております。なお、発掘に係る費用は、全額、原因者負担となります。

次に、(4)の「竹林寺庭園保存整備事業費補助金」でございます。五台山竹林寺の庭園は、平成16年度に国の名勝として文化財に指定されましたことから、県・市・竹林寺の3者で「名勝竹林寺庭園管理計画」を策定し、平成19年度から「竹林寺庭園保存整備事業」として改修工事を行ってまいりました。この事業は、国指定文化財の保存整備であるため国庫補助対象事業となっております。本市からも「高知市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき、事業費の5%を補助金として負担しております。本年度、竹林寺ではこの「竹林寺庭園保存整備事業」に加えて、単独事業として「竹林寺庫裡等改築工事」を行っておりますが、工事範囲の一部である「書院」が庭園の構成要素として、本年11月に国庫補助対象事業として認められましたことから、「書院」の改修につきましても補助対象事業として補助金を支給することとし、315万円の増額補正を行うものでございます。

次に、(5)の多目的ドーム整備事業に係る継続費の設定でございます。内容につきましては、オリックス球団をはじめとして、大学や社会人チームが効率的にトレーニングできる環境整備と市民の生涯スポーツの普及・推進を図るために、東部総合運動場内に、多目的ドームを整備するもので、平成29年度までの3年間で合計19億円の継続費を設定するものでございます。

この多目的ドームの整備により、県市が連携して進めておりますスポーツツーリズムの推進におきましても、役割を担うことが期待されております。また、大規模災害時には緊急物資等の集積・荷捌き場として活用することが想定されております。なお、建設工事は平成28年度から2か年であることから、本年度は継続費の設定のみを行い、予算化は28年度、29年度で行う予定でございます。

次に、資料2ページに移らせていただきます。(6)の繰越明許費の設定についてでございます。地方自治法第213条の規定によりまして、平成27年度内に、事業が完了できない事業につきまして、平成28年度に繰り越す予算の、上限額を設定することについて、議会の承認をいただくものでございます。

内訳は、小・中学校の学校備品運搬事業、耐震補強整備事業、小学校防災機能強化事業、中学校給食センター整備事業の6事業でございます。合計いたしまして、12億7,256万5,000円を繰越予算の上限額として、設定するものでございます。

次に、予算外議案の「指定管理者の指定に関する議案」でございます。はじめに、(1)の高知市青年センターについてでございます。資料の、3ページから7ページに議案書案及び補足資料を添付しておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。

高知市青年センターの指定管理につきましては、前回、平成23年4月から「高知市青年センターサークル協議会」により行われているところでございますが、平成28年3月に指定の期間が終了することにより、平成28年4月から新たに指定することになりました。

今回、新たに指定するに当たり、指定管理者を公募したところ2団体から申請がございましたので、高知市青年センター指定管理者審査委員会で審査を行った結果、前回と同様「高知市青年センターサークル協議会」を指定候補者として選定いたしました。これを受けまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、同団体を指定管理者として指定することについて、市議会の議決を求

めるものでございます。なお、指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

次に、(2)高知市立自由民権記念館についてでございます。資料集の8ページから13ページに議案書案及び補足資料を添付しておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。高知市立自由民権記念館の指定管理につきましても、前回、平成25年4月から「株式会社 土佐電ビルサービス」により行われているところでございますが、平成28年3月に指定の期間が終了することにより、平成28年4月から新たに指定することになりました。

今回、新たに指定するに当たり、指定管理者を公募したところ2団体から申請がございましたので、高知市立自由民権記念館指定管理者審査委員会で審査を行った結果、「イヨテツケーターサービス株式会社」を指定候補者として選定いたしました。これを受けまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、同団体を指定管理者として指定することについて、市議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間は、平成28年4月1日から31年3月31日までの3年間でございます。私からの説明は以上でございます。

谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

西森委員

高知市立自由民権記念館については、評価項目に歴史・文化行政への貢献がありますが、その項目について、A団体は松山市の団体であるけれどもB団体より優れていると見てとれます。自由民権運動の歴史や文化活動への取組の実績や可能性があるかという採点基準ですが、適正に審査した結果、県外の団体であるが、それが認められたということですか。

橋本教育次長

その下に、主な評価内容の記述がありますが、その中にも学芸員を採用するというようなところがあり、その差であったかと思えます。

西森委員

わかりました。

谷委員長

指定管理者制度で行う場合は基本的に内容を公表すべきであると認識していましたが、そうではないのですね。

民権・文化財課長補佐

民権・文化財課の木下です。原則、行政情報ですので、公開が大原則ですが、ただ一方で営利を求める法人情報でありますので、先ほど申し上げましたとおり、競争の優劣が、団体の評価につながるおそれがありますので、守るべき情報でありますので、評価の配点や評価全体の情報はお示しして、どこが何点であるかについては、採用団体以外は守るべきとして伏せたということになります。

谷委員長

その他に質疑等はありませんか。

委員一同

_____ 【な し】 _____

谷委員長

それでは、ただいま委員の皆さんから出されましたご意見を踏まえ、教育委員会として市長に申し上げるべきものについてはいかがいたしましょうか。

委員一同

_____ 【な し】 _____

谷委員長

特になければ、お諮りいたします。市教委第 67 号「平成 27 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、『特段意見はなし』と決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

谷委員長

ご異議なしと認めます。ご異議なしと認めます。よって、市教委第 67 号は、そのように決しました。以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 40 分

署 名

委員長 _____

2 番委員 _____